

地 域 貢 献 （ 変 更 ） 計 画 書

令和 8 年 3 月 3 1 日

愛知県知事 殿

株式会社ギガス
代表取締役 河瀬 正樹
愛知県名古屋市中東区高社二丁目 1 3 0 番地

商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例 ~~第 1 2 条 第 4 項（同条例第 1 6 条第 3 項において準用する場合を含む。）~~
~~第 1 6 条 第 1 項~~

の規定により、次のとおり提出します。

1 店舗の概要

大規模小売店舗の名称	ケーズデンキ大府店		
大規模小売店舗の所在地	愛知県大府市柊山町一丁目１０１番地１号		
店舗面積（①）	3, 7 1 6 m ²	（増加の場合は増加前と増加後の面積を記載してください。）	
飲食店業の用に供する床面積（②）	0 m ²		
合計（①＋②）	3, 7 1 6 m ²		
小売業を行う者の氏名又は名称及び販売する物品の種類	株式会社ギガス 一般家電器具等		
小売業以外の事業の種類	なし		

2 地域貢献活動の実施に関する方針及び計画の期間

地域貢献活動の実施に関する方針	家電専門店として、日常生活の利便性と快適性を高めると共に地域に密着した企業として、地域の振興と発展に努力する所存でございます。
計画の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

3 地域貢献計画の内容

項 目	細 目	地 域 貢 献 活 動 内 容	実 施 時 期	予 定 回 数
1 地域づくりの 取組への協力	①市町村が進める 地域づくりへの協 力	・地域づくりの取組について可 能な範囲で協力します。	適宜	適宜
	④自治会等への協 力	・町町内会への加入	通年	適宜
2 地域雇用確保 への協力	①地域及び県内か らの雇用の促 進	・地域から優先的な雇用を行 います。	随時雇用	随時雇用
	③障害者雇用の 促進	・障害者の就業機会の促進を行 います。	随時雇用	随時雇用
	④高齢化対策・男 女共同参画等 の推進	・地域から優先採用し65歳ま での雇用を促進します。	随時雇用	随時雇用
3 防犯・青少年 非行防止対策の 推進	①店舗内及び敷地 内における防犯対 策の実施	・見通しを確保した商品陳列を 行います。 ・店内に防犯カメラ、防犯装置 を設置します。 ・駐車場内に防犯カメラを設置 し営業時間内に従業員による定 期的な巡回を実施 します	毎日	毎日
	②深夜営業や営業 時間外の防犯・青 少年の非行防止対 策の実 施	・営業時間外は駐車場を施錠し 閉鎖します。	毎日	毎日
	④緊急通報体制の 確立	・警察への通報要領の策定、緊急 通報体制の確立をしま す。	毎日	毎日

4 地域防災への協力	①災害時の避難場所等の提供、地域との連携	・災害時一時避難場所として 駐車場敷地を提供します。	災害時	適宜
	②緊急時の物資の提供	・行政と協議を行い、救護用機材や生活必需品を災害時の生活物資として供給します。	災害時	適宜
5 誰もが暮らしやすい社会の実現に向けた取組	②ユニバーサルデザイン対策に関する取組	・子供・高齢者・障害のある人に利用しやすい施設づくりを行います。	開店時	常時
6 環境対策の推進	①ヒートアイランド・地球温暖化対策の実施	・駐車場内でのアイドリングストップの呼びかけをします。（看板設置）	毎日	毎日
	②ノーレジ袋・トレイ削減、包装の簡素化等、廃棄物抑制対策の実施、リサイクル対策の実施	・搬入資材に簡易包装を行います。 ・物品販売時に簡易包装を行います。 ・家電リサイクル法に基づく廃家電の回収を行います。	適時対応 毎日 毎日	適時対応 毎日 毎日
	③環境美化対策の実施・協力の実施	・敷地周辺の清掃を実施します。	毎日	毎日
	④省エネルギー対策の実施	・建物内照明器具の削減と省エネ型の機器を導入します。 ・駐車場照明・建物外部照明は季節毎に時間設定を行います。 ・店内空調機器の省エネ管理を行います。	通年 日照時間の変化を見て月 2 回実施 毎日	設置済 年24回 毎日
7 核テナント撤退や店舗閉鎖時の対策	①早期の情報開示・提供	・各関係先への早期の情報開示・提供を行います。	適時対応	適時対応
	②後継店の確保	・迅速に後継店を確保します。	適時対応	適時対応

	④店舗閉鎖に伴う 環境悪化の防 止	・適切な建物管理により店舗閉 鎖に伴う周辺環境の悪化の防止 を図ります。	適時対応	適時対応
--	-------------------------	--	------	------

注1 「項目」の欄及び「細目」の欄には、別に定める地域貢献活動例に掲げる項目及び細目を記載すること。

注2 「地域貢献活動の内容」の欄、「実施時期」の欄及び「予定回数」の欄は、可能な限り具体的に記載すること。

注3 変更の場合(条例第12条第4項(条例第16条第3項において準用する場合を含む。))は、変更箇所に下線を引くこと。

地域貢献 担当窓口	担当部署名	株式会社ギガス 開発部
	電 話	052-726-9005
	F A X	052-726-8008

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。